

【目的】 以下の2点を主な目的としてはどうか。

子どもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、子どもの健康を管理することにより
次世代となる子どもの健やかな育ちに資するため

< 具体的な活用例 >

マイナポータルを活用して、本人又は保護者が子どもの健康状態や発育発達状況を正確に知ることができる
(例 身長・体重・発達履歴を自分で容易に確認できる)

マイナポータルを活用して、本人又は保護者が子どもの健康情報を正確に保健医療福祉の関係者へ伝えること
により、適切な保健指導や診断、治療を受けることができる

(例 乳幼児健診で指摘された要経過観察の項目について、かかりつけ医受診時に正確に伝え、適切に診断治療が受けられる)

自治体等が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うため

< 具体的な例 >

行政事務の効率的な実施



保健指導の効果的な実施



- ・ 転入前の乳幼児健診受診歴を把握し、未受診者に対して受診勧奨できる
- ・ 転入前に受診した乳幼児健診で要経過観察となった旨(フラグ)を確認できる
- ・ 学校へ身体測定値が引き継がれることにより、乳児期から学童期にわたる成長曲線が作成できる

【項目の選定方法の考え方】

1. 乳幼児健診に関する通知及び関連する母子健康手帳省令様式で示している項目を上限に、本人又は保護者が自己情報として閲覧できることが有用な項目を、標準的な電子的記録様式として定めることとしてはどうか。
2. 1. で定めた項目のうち、自治体間で情報連携することにより自治体が効率的・効果的に行政事務や保健指導等を行うための項目を最低限必要な項目としてはどうか。

【考慮する事項】

自治体の事務負担・コスト

自治体に保存されている情報であること

電子化に適した情報であること

市町村が最低限電子的に管理すべき情報について（関係性の整理イメージ）

乳幼児健診で把握される情報のうち、標準的な電子的記録様式及び最低限電子的に管理すべき情報の関係性の整理

【標準的な電子的記録様式に含まれる情報】（本人又は保護者が一元的に閲覧するために自治体が入力するもの）
子どもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、子どもの健康を管理するために必要な情報。

【最低限電子的に管理すべき情報】（標準的な電子的記録様式のうち、本人の同意なしに転居時に転居先へ情報連携されるもの）
自治体間で情報連携することにより、自治体等が効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うために必要な情報。

乳幼児健診で把握される情報
（通知や省令に基づく情報）

（専門職が本人の支援のために、
アナログ的な方法で情報共有
する項目も含まれる）

標準的な電子的記録様式
に含まれていない項目

機微情報

- ・本人又は保護者が閲覧することに配慮が必要な情報
保護者の情報（子ども本人の健康情報に含まれない情報）
- 自己申告による情報（問診票記載内容等）
自治体が母子保健事業に資する情報として電子化している情報を含む

標準的な電子的記録様式

子どもの健康を管理することにより、子どもの健やかな育ちに資する項目とする

（例）発達評価項目、疾病及び異常の所見の有無等

上記目的に照らして ~ の手順で選定、全てに該当するものとする

本人（保護者）が閲覧することに適したもの

情報の信頼性があるもの（客観的測定値、専門家の判断や所見）

- ・専門家の判断が本人が閲覧することに適している場合は該当
 - ・自治体が保管・入力することの責務が担保される情報に限る。母子健康手帳に専門家が記載した内容は該当（例）黄疸治療
本人からの聞き取りにより、専門家が判断した情報は該当
- 電子化に適した情報であること（数値化できる情報とし、自由記載は非該当とする）

最低限電子的に
管理すべき情報

自治体間で本人の同意なしに連携することにより、自治体等が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うため最低限必要な項目とする

健診の実施にあたって必ず必要な情報（例）健診受診の有無

健診後の保健指導の実施にあたって必ず必要な情報（例）診察結果の判定（精密検査の結果含む）、フラグの有無等

連続的なデータとして学童期や成人期にわたって把握することが有用な情報（例）身長、体重等

【留意事項】

- ・あくまでも本人の同意なしに連携されることを前提としている
- ・自治体の事務負担や自治体に情報が保管されていること

項目の選定方法の考え方について (標準的な電子的記録様式)



	検討の視点	議論が必要と思われる項目例
基本的な項目選定基準	子どもの健やかな育ちに資する項目とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達評価の項目（運動発達、精神発達、視覚・聴覚） ・ 疾病及び異常の所見の有無（皮膚疾患等） ・ 栄養状態（良・要指導） ・ 栄養方法（母乳・人工乳・混合） ・ 歯科所見（むし歯の罹患型、軟組織異常、咬合異常）
	本人又は保護者が閲覧することに適した情報とは何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己申告による情報は入れないこととしてよいか。 ・ 電子化する情報は、本人又は保護者に返されており、本人又は保護者が保管したい情報でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中の特記事項（妊娠高血圧症候群、糖尿病等） ・ 出生児の特記事項（新生児仮死） ・ 先天性代謝異常の検査結果
	信頼性が高い情報とは何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体間で判断基準が異なるものについては、本人又は保護者が閲覧することに適した情報としてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的測定値（身長体重、尿検査結果） ・ 専門家の判断による情報（身体的発育異常の有無、股関節開排制限の有無等） ・ 母子健康手帳に記載されている新生児聴覚検査の結果
	電子化に適した情報とは何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身長等の定量化できる情報に加えて、選択肢により数値情報に置換できる情報でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的発育異常 所見なし・所見あり ・ むし歯罹患型 O・A・B・C1・C2
留意すべき事項	機微情報とは何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は保護者が閲覧することに配慮が必要な情報でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の必要性の判定 ・ 妊娠中の喫煙や飲酒の状況 ・ 親や子育ての状況に関する項目

項目の選定方法の考え方について (最低限電子的に管理すべき情報)



標準的な電子的記録様式のうち、自治体間で本人の同意なしに連携する情報

	検討の視点	議論が必要と思われる項目例
基本的な項目選定基準	自治体が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うため最低限必要とする情報とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果総合判定 ・ 精密検査受診結果
	連続的なデータとして学童期や成人期にわたって把握することが有用な情報とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時体重、在胎週数
	フラグをつける場合、どのような項目に対してフラグをつけるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果総合判定について、何らかの支援が必要な場合にはフラグをつける